

■事業のスケジュール

			年度					
方針 1 持続可能な地域公共交通ネットワーク構築に向けた維持・確保・改善			R7	R8	R9	R10	R11	
	1-1	適切な行政負担による地域公共交通の維持	国庫補助の活用による路線の維持		実施			
			市単独補助や市主体の運行による路線の維持		実施			
	1-2	既存の路線バス・住民バスのサービス改善・見直し	利用状況やニーズにあわせたルート・ダイヤ・運行形態の見直し					実施
	1-3	地域内移動を支える多様な交通サービスとの連携・活用	既存の各種移動サービスとの連携・活用		検討	可能なものから順次実施		
	1-4	新たな移動手段の確保	地域が主体となった移動手段確保の推進		実施			
			観光ニーズに対応した新たな周遊路線等の検討		実施			
方針 2 地域公共交通を利用しやすい環境整備			R7	R8	R9	R10	R11	
	2-1	誰もが使いやすい地域公共交通の利用環境整備	ノンステップバス等のユニバーサルデザイン車両の導入		実施			
			鉄道⇄バス、路線バス⇄住民バスのダイヤ調整		実施			
			バス情報のオープンデータ化の推進		実施			
			バス待ち環境の安全性・快適性の向上		実施			
			自家用車・自転車と公共交通との連携		実施			
	2-2	地域公共交通に関する情報提供・周知	住民バスの利用方法やサービスの見直しに関する情報の周知		実施			
			わかりやすい交通情報の提供		検討	作成・更新		
			バス運行情報の提供		実施			
	2-3	世界遺産等の観光資源を生かしたまちづくりとの連携	外国人観光客への適切な情報提供や情報の多言語対応の推進		実施			
			キャッシュレス決済の導入推進		実施			
			周遊観光の利便性向上に向けた MaaS の推進		実施			
方針 3 地域公共交通を支える体制・しくみの構築			R7	R8	R9	R10	R11	
	3-1	地域公共交通の担い手確保	行政と事業者の連携による担い手確保		実施			
			DX を活用した新しい運行システムに関する検討		実施			
	3-2	地域公共交通に係る協議・調整の場づくり	県・近隣自治体・各種関係機関との協議・調整		実施			
			地域との継続的な対話・意見交換の実施		実施			
	3-3	地域公共交通を地域自ら守り育てる意識の醸成	地域公共交通の利用・運営実態に関する情報発信		実施			
			地域公共交通を知る・学ぶ機会の提供		実施			
			駅舎及び駅周辺の交流・にぎわい創出		実施			

■計画の達成状況を評価する指標と目標値

基本方針1. 持続可能な地域公共交通ネットワーク構築に向けた維持・確保・改善

個別目標	評価指標	現状値	目標値(令和11年度末)
1-① 地域公共交通の利用者数の増加	人口*1人あたりの利用回数	鉄道 13.3回	14.8回
	※鉄道、路線バスは全市、住民バスは田辺地域を除く	路線バス 8.5回	8.7回
		住民バス 0.5回	1.0回
	利用者数	597千人(令和5年度)	639千人
1-② 地域間幹線系統バス路線の運営状況の改善	収支率	57.0%(令和5年度)	66.1%
1-③ 市単独補助路線、住民バスの収支率の改善	収支率	市単独補助路線(9系統) 24.1%	28.8%
	※現状値は令和5年度	住民バス 2.3%	3.4%
1-④ 地域公共交通に対する行政負担額の維持	路線バス、住民バスの維持に対する市の財政負担額	131百万円(令和5年度)	131百万円以上
1-⑤ 地域が主体的に地域公共交通を考える取組の支援充実	地域が主体的に地域公共交通を考える取組数	1(龍神地域)(令和6年度)	各地域につき1以上

基本方針2. 地域公共交通を利用しやすい環境整備

個別目標	評価指標	現状値	目標値(令和11年度末)
2-① 住民バスの利用方法・運行サービス内容等の周知徹底	住民バスの利用方法に関する説明会等の実施回数	0(令和6年度)	各地域につき、年1回以上(田辺地域除く)
	住民バス登録者数(区域運行)	中辺路地域:24人 大塔地域:6人 (令和7年1月現在)	現状値以上
	人口1人あたりの住民バス利用者数(1-①再掲)	0.5回(令和5年度)	1.0回

基本方針3. 地域公共交通を支える体制・しくみの構築

個別目標	評価指標	現状値	目標値(令和11年度末)
3-① 関係者の連携強化	地域別意見交換会の実施回数	各地域につき1回(令和6年度)	各地域につき年1回以上
3-② 地域公共交通に関する積極的な情報発信	市広報紙やホームページ等を通じた地域公共交通に関する情報発信の回数	0回(令和6年度)	年1回以上
3-③ 地域公共交通に対する理解の促進、意識の醸成	公共交通実践教育等の実施回数	1回(令和6年度)	年1回以上



発行年月：令和7年3月
田辺市 企画部 企画広報課
〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号
TEL 0739-22-5300(代表) FAX 0739-22-5310

田辺市地域公共交通計画（概要版）



2025年(令和7年)3月

■地域公共交通計画とは

田辺市における地域公共交通の諸課題に対して、持続可能な地域公共交通ネットワーク構築に向けた維持・確保・改善するために、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度において取り組むべき、具体的な施策や事業を盛り込んだ田辺市の地域公共交通のマスタープランとして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき策定したものです。

■計画の目的と位置づけ

本計画の策定にあたっては、「第2次田辺市総合計画・後期基本計画」及び「田辺市都市計画マスタープラン」を上位計画として、これに即するとともに、その他の関連計画とも連携・整合を図り、前計画である「田辺市地域公共交通網形成計画」からの継続・発展を図ります。

■地域公共交通の課題

課題1. 広大な市域における地域住民の移動手段の確保

- 人口減少や高齢化は特に龍神地域、中辺路地域、本宮地域で顕著で、今後は高齢者数自体も減少局面に入ると推計。
- 路線バスや住民バスは、日常生活を支える重要なインフラとして今後も、地域の実情に応じて移動手段の確保に努めることが必要。
- 高齢者等が免許返納後もこれまでと同じように外出し、生活を維持できるようにするために、自動車に過度に依存しない環境を整えていくことが必要。

課題2. 各地域間及び周辺市町村をつなぐ地域公共交通ネットワークの維持

- コロナ禍により全ての公共交通の利用は減少し、コロナ禍前の水準への回復は難しい状況にあり、バス事業者だけではなく、全ての交通事業者の経営環境はより深刻。
- 持続可能な地域公共交通の維持・確保に向け、厳しい経営環境に立つ交通事業者がサービスを継続的に供給できるよう支援しながら、路線バスだけではなく、より広域をつなぐ鉄道を含めて、幹線ネットワークの維持に努めていくことが必要。

課題3. 地域内移動における地域公共交通ネットワークの維持

課題4. 地域住民のニーズに対応した使いやすい地域公共交通の実現

- 住民バスやその他の交通サービスは、コロナ禍前から利用者が減少し、コロナ禍による減少後も回復が見られない。
- 中辺路地域・大塔地域では、路線定期運行を予約制区域運行とし、自宅の近くで乗降ができるように運行形態を変更。
- 龍神地域では地域が主体となった移動手段の確保に向けた検討が進められるとともに、地域別意見交換会では、スクールバスや診療所送迎バス等との連携に関する意見が出された。
- 国では、共創による地域交通の再構築やライドシェア等を活用した移動手段の確保への支援を拡充しており、こうした制度を活用しつつ、今後もより地域のニーズを踏まえたネットワークの維持・確保に努めていくことが必要。

課題5. 観光客等の来訪者の利便性と回遊性を向上させる地域公共交通の実現

- 外国人観光客数は急速に回復し、繁忙期には熊野本宮線において臨時便を増発するなど、交通事業者において対応が図られている。
- 地域別意見交換会では、外国人観光客の利用の著しい増加により、温泉地の停留所でバスに乗れない(本宮地域)、登校時の小学生が乗れない(中辺路地域)といった声が聞かれた。
- 外国人観光客等の来訪者については、繁忙期に限られることから、まずは地域住民の利便性確保を図ることを優先した上で、外国人観光客等の来訪者の利用とのバランスを図っていくことが必要。

課題6. 持続可能な地域公共交通を実現するための意識醸成と体制づくり

- 地域公共交通を取り巻く環境は、5年前よりも確実に厳しさを増しており、全ての関係者が“自分ごと”として、より高い危機感を持つことが必要。
- 公共交通の危機は全国的なものとなるなか、国では地域交通の再構築に対する支援も活用しながら、田辺市の地域公共交通を“みんなで守り、ともに創る”ための意識醸成や仕組みづくりがより必要。

課題7. 地域を支える人材やサービスの確保

- 住民の移動手段を支える運転手や整備士等の不足や高齢化により、路線の減便や廃止等が危惧され、交通事業者からは人材確保のため、行政からの市民に対する積極的な広報や、事業者との連携が求められている。
- あわせて、その他の輸送手段との連携や地域主体での運行等、地域に合った新しい交通サービスの研究を進めることが必要。

■計画の基本理念・基本方針

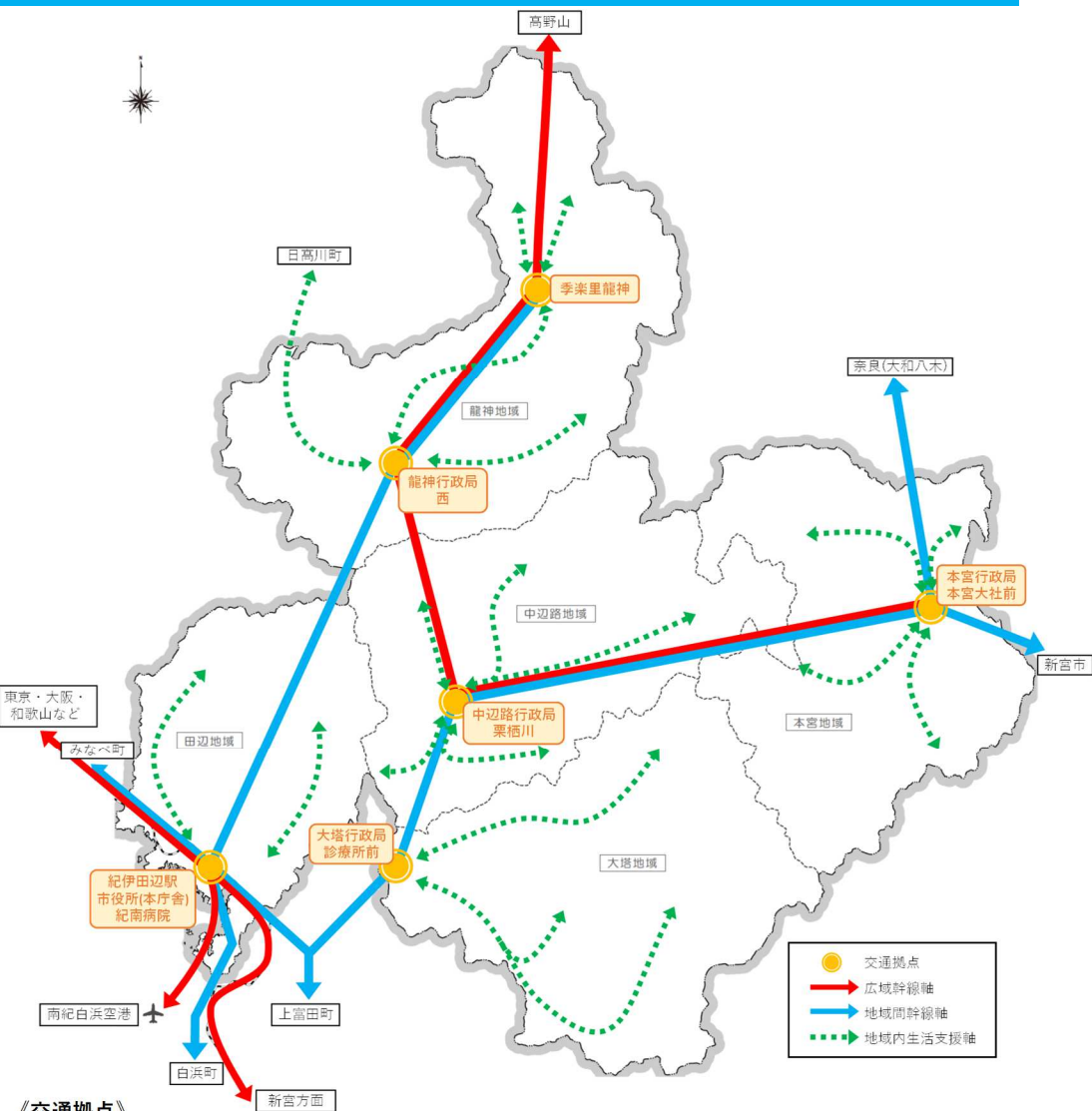
田辺市地域公共計画の基本理念

住み続けられるまちを支え、未来につながる地域公共交通

～生活やまちづくりに必要な移動手段をみんなで守り、ともに創る～

基本方針 1	持続可能な地域公共交通ネットワーク構築に向けた維持・確保・改善 市域を超えて広域的な移動を担う鉄道や高速バス、地域間及び周辺市町への移動を担う路線バス、各地域内の移動を担う住民バスやタクシーに加え、スクールバス、診療所送迎バス、外出支援事業等の本市が有する様々な輸送資源を連携させ、市全体で持続可能な地域公共交通ネットワークを構築します。
基本方針 2	地域公共交通を利用しやすい環境整備 既存利用者には継続して利用していただくとともに、新たな利用者の取り込みを図るため、ハード・ソフト両面での施策を展開することにより地域公共交通を利用しやすい環境を整備します。
基本方針 3	地域公共交通を支える体制・しくみの構築 人口減少やコロナ禍による利用者減、交通事業者の厳しい経営環境、行政による財政負担の増加など、地域公共交通の維持が非常に厳しい状況であることを踏まえ、行政、交通事業者、住民等が適切に連携・役割分担をし、ともに地域公共交通を支える体制やしくみを構築します。

■地域公共交通のネットワークイメージ



区分	担うべき役割
交通拠点	各地域における交通モードの乗換え・乗り継ぎポイントであり、かつ、交流拠点としての機能を持つ。

区分	担うべき役割
広域幹線軸	広域的な幹線軸として、現状のネットワークを確保する。
地域間幹線軸	・市内各地域間（田辺・龍神・大塔・中辺路・本宮）の移動を支える幹線軸として、現状のネットワークを確保する。 ・本市と隣接市町村を結ぶ幹線軸として、現状のネットワークを確保する。
地域内生活支援軸	広域幹線軸、地域間幹線軸に接続し、主に各地域内での移動を支える生活支援軸として、地域住民のニーズに応じたサービスレベルを確保する。

■目標を達成するために行う施策及び事業

枠内は事業主体

方針 1 持続可能な地域公共交通ネットワーク構築に向けた維持・確保・改善

1-1 適切な行政負担による地域公共交通の維持

- 国庫補助の活用による路線の維持
国、県、市
- 市単独補助や市主体の運行による路線の維持
市

1-2 既存の路線バス・住民バスのサービス改善・見直し

- 利用状況やニーズにあわせたルート・ダイヤ・運行形態の見直し
交通事業者（バス）、交通事業者（タクシー）、地域



1-3 地域内移動を支える多様な交通サービスとの連携・活用

- 既存の各種移動サービスとの連携・活用
市、交通事業者（タクシー）、その他

1-4 新たな移動手段の確保

- 地域が主体となった移動手段確保の推進
地域、市、交通事業者（バス、タクシー等）
- 観光ニーズに対応した新たな周遊路線等の検討
交通事業者（バス）、市、県、観光関連団体

方針 2 地域公共交通を利用しやすい環境整備

2-1 誰もが使いやすい地域公共交通の利用環境整備

- ノンステップバス等のユニバーサルデザイン車両の導入
交通事業者（鉄道、バス、タクシー）、市、県、国
- 鉄道⇄バス、路線バス⇄住民バスのダイヤ調整
交通事業者（鉄道、バス）、市
- バス情報のオープンデータ化の推進
市、交通事業者（バス）
- バス待ち環境の安全性・快適性の向上
市、交通事業者（バス）、県、国
- 自家用車・自転車と公共交通との連携
市、交通事業者（鉄道、バス）

2-2 地域公共交通に関する情報提供・周知

- 住民バスの利用方法やサービスの見直しに関する情報の周知
市、地域
- わかりやすい交通情報の提供
市、交通事業者（鉄道、バス、タクシー）
- バス運行情報の提供
市、交通事業者（バス）、その他

2-3 世界遺産等の観光資源を生かしたまちづくりとの連携

- 外国人観光客への適切な情報提供や情報の多言語対応の推進
市、交通事業者、その他
- キャッシュレス決済の導入推進
交通事業者（バス、タクシー）、市
- 周遊観光の利便性向上に向けた MaaS の推進
県、市、その他
- 観光ニーズに対応した新たな周遊路線等の検討
運行事業者（バス、タクシー等）、市、県

方針 3 地域公共交通を支える体制・しくみの構築

3-1 地域公共交通の担い手確保

- 行政と事業者の連携による担い手確保
市、県、交通事業者（鉄道、バス、タクシー）
- ODX を活用した新しい運行システムに関する検討
市、交通事業者（バス、タクシー等）

3-2 地域公共交通に係る協議・調整の場づくり

- 県・近隣自治体・各種関係機関との協議・調整
市、県、交通事業者（鉄道、バス、タクシー）、その他
- 地域との継続的な対話・意見交換の実施
市、地域

3-3 地域公共交通を地域自ら守り育てる意識の醸成

- 地域公共交通の利用・運営実態に関する情報発信
市、交通事業者（鉄道、バス）
- 地域公共交通を知る・学ぶ機会の提供
市、県、交通事業者（鉄道、バス）
- 駅舎及び駅周辺の交流・にぎわい創出
市、交通事業者（鉄道）



交通教室